

[談話]

2005年2月14日

いのち・健康を守る労働者保護措置を後退させるな

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」について

働くもののいのちと健康を守る全国センター 事務局長 今中 正夫

厚生労働省は「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」をまとめた。この法律案要綱には労働安全衛生法、労災保険法、労働保険料徴収法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の「改正」案が含まれている。本来別々に提案して慎重に審議すべき4つの法案を「一括提案」し、厚生労働省は今通常国会での成立を目指している。いずれの「改正」案も事業者の自主努力や労使自治を強調し、働くもののいのちと健康を守る保護法制を後退させるものであり、許すことができない。

以下、主な問題点と私たちの見解を述べる。

1. 労働安全衛生法の一部「改正」案について

(1) 事業者の行うべき調査等

「法案要綱」では、「事業者は、建築物、設備の作業等の危険性または有害性等を調査し、その結果にもとづいて必要な措置を講ずるようにつとめなければならない」とし、そのために厚生労働大臣は「指針」を公表し、事業者に指導・援助を行うこととなっている。そしてそのような調査、必要な措置を講じている場合、インセンティブ措置として「機械等に係る事前届出義務を免除する」ことも明記した。事業者の事故等の予防の自主的努力が、インセンティブ措置を設けなければ進まないことを明らかにしたものである。いま必要なことは重大災害の原因究明と事業者の責任で予防対策を進めることであり、罰則規定を含む法的措置を強化することである。

私たちは事業者の安全配慮義務を後退させるインセンティブ措置の導入に反対である。

(2) 製造業の元方事業者の講ずべき措置

「法案要綱」では、製造業等の元方が労働災害防止のために、労働者および関係請負人労働者の作業間の連絡・調整の措置を講ずること、分割発注の事業では、発注者（元方）は「1人の安全管理者」を指名しなければならないとしている。企業の分社化、同一作業所に多数の請負業者が混在するなど、元方の現場の安全管理についての責任を明確にすることが急務になっている。一昨年来の大規模工場における重大災害の被災者のほとんどは下請関連労働者であり、元方の安全管理と事故の責任が問われているが、「改正」案は作業間の連絡・調整の努力義務にとどまっている。

建設業と同様、すべての事業場の安全管理と労災補償の元方責任を明確にすることを要求する。

(3) 面談指導等

過労死・過労自殺予防対策として産業医の面談指導が、「法案要綱」に盛り込まれた。面談指導の範囲は厚生労働省令で定めるとしているが、「時間外労働が月100時間を超えた労働者のうち本人の申出のあったもの」が想定されている。脳・心臓疾患の認定基準である「時間外労働が100時間」では、過労死予防対策とは言えず過労死を容認したものと云わざるをえ

ない。厚労省の「過重労働による健康障害防止のための総合対策」をも、大きく後退させたものである。

私たちは過労死・過労自殺を予防するためには、長時間労働、過重労働の規制と労働者が労働時間に関わりなくいつでも産業医と相談できるような健康管理体制の強化が急務である。その上で残業を月45時間以上おこなった労働者に対して医師の面談指導を義務付けるなど、長時間、過重労働を規制する実効ある措置を求めるものである。

2．労働者災害補償保険法の一部「改正」案について

法案要綱では、複数就業者（2つ以上仕事を持つ人）の事業場間移動と単身赴任者の赴任先住居から帰省先住居への移動の通勤災害保護制度の適用を盛り込まれた。当然の措置である。ところが、「複数就業者の給付基礎日額の算定方法は、複数事業場の賃金の合算」ではなく、移動先の事業所の賃金で算定されることになった。

すでに健康保険では、複数就業者の傷病手当の給付基礎日額は、複数事業所の賃金の合算で算定されている。休業補償の基礎日額は、複数事業所の賃金の合算にすることを強く要求する。

3．労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部「改正」案について

「労災保険料率の設定の在り方に関する検討会」報告書が05年1月にまとまった。報告内容は、労災保険率、業種区分、メリット制である。ところが、今回の「法案要綱」に「有期事業（建設等）のメリット制の上限を現行の35%から40%に引き上げる」ことだけが盛り込まれた。建設産業の労災隠しの背景にメリット制があるが、有期事業での上限引き上げは労災隠しをさらに広げる。私たちは上限引き上げに反対し、メリット制そのものの廃止を強く要求する。

4．労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部「改正」案について

この法律は「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に名前も改められ、「短縮」の文字が消えた。これは年間総労働時間1800時間達成という政府目標を放棄したことを示している。法の目的には「事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別な措置を講ずること」が明記され、「労働時間等の設定の改善」について、衛生委員会等で審議し労働者に意見を述べさせた場合、その決議を労使協定に代えることにできるとしたことなど「労使の自主的とりくみ」を法制化し、労働時間の決定を「事業主等」にまかせ法律や行政が規制することを後退させた。これは財界などの要求であり、事業主、あるいは個別企業の労使で労働時間を決めることになれば、裁量労働制、長時間過重労働がさらに広がり、労働者の健康破壊、過労死・過労自殺の温床が広がることを危惧せざるを得ない。

私たちはこのような方向に反対し、1日8時間・週40時間労働制の確立や残業の原則禁止など、長時間労働、過重労働を規制する法改正を強く求めるものである。

5．働くもののいのちと健康を守る法的措置の拡充を

憲法27条は「賃金、就業時間、休息その他勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」としているが、これは事業主に対し弱い立場にある労働者を法律により保護することを求めたものである。しかし上記の法案要綱がめざす方向は、憲法に違反して法律による労働者の保護措置を後退させ、労働者の健康破壊、過労死、過労自殺を増やすものといわざるを得ない。

私たちはこのような方向ではなく、派遣労働者、非正規労働者、中小零細企業の労働者などを含めすべての労働者のいのちと健康を守る方向で、抜本的な法改正が行われることを要求する。